

---

プロジェクト 中期運営方針の検討  
市場関係者（財務諸表作成者）に対する意見聴取（アウトリーチ）  
項目 概要

---

**本資料の目的**

1. 本資料は、財務諸表の作成者に対するアウトリーチで追加的に聞かれた意見の概要をまとめたものである。

**聞かれた意見及び対応案**

2. アウトリーチで聞かれた意見及び対応案は、次のとおりである。

**日本基準の開発**

- (1) 「Ⅱ2(3)②今後の検討課題(東京合意において検討対象とした会計基準)」に「引当金の認識」が追加されたが、削除すべきである。

(理由)

- ① 「引当金の認識」について、今後検討を行うべき(必要性が高い。)とのコンセンサスは得られていない。産業界からのニーズも聞かれていない。
- ② 東京合意において検討対象になったのは、IAS 第 37 号の改訂公開草案に対応するものであり、本件は全世界の反対を受けて廃案になった。よって、当時と現在とは状況が異なっており、今後検討を進める必然性は無い。
- ③ IASB においても、概念フレームワークの議論が行われており、そこで負債の認識の考え方が変われば、IAS 第 37 号の改訂につながる可能性もある(改訂しない可能性もある)。こうしたことが明らかになった上で、日本基準を作るかどうかを検討すると考えれば、今後 3 年間の方針を示す「中期運営方針」の検討項目とするのは相応しくない。IASB の動きを注視することでよい。

(対応案)

引当金については、平成 21 年に、当時 IASB により行われていた IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の改訂作業への対応も含めた論点整理を公表しているが、その後、IASB における改訂作業は実質的に中止され、当委員会でも検討を行っていない。このような中、今般、中期運営方針を策定する過程で、引当金について包括的な会計基準を開発すべきではないかとの意見が、市場関係者の一部で聞かれている。

IASB における概念フレームワークの見直し及び IAS 第 37 号の研究・プロ

ジェクトの結論を確認する必要があるが、我が国における会計基準の開発に向けた検討に着手するか否かの検討を将来的に行うことは必要であると考えられる。

文案に、上記の内容を追加する。

- (2) P5 「日本基準の体系の整備」の説明を脚注に追加し、「体系の整備は、重要な分野において存在しない会計基準を開発することや、十分かつ適切な指針を定めることを指す」とあるが、「重要な分野」という表現が曖昧であるので、別の表現への変更、又は追加の説明をお願いしたい。

(対応案)

「基幹となり重要な分野」とする。

- (3) P7 「減価償却に関する会計基準の開発を行うことは、日本基準の体系の整備につながり、日本基準の高品質化につながると考えられる」とあるが、減価償却に関する会計基準の開発をやるかどうかは、既定路線ではなく、今後市場関係者の意見を聞いて判断するものである。よって、このような断定的な書きぶりは誤解を招くので、表現を改めるべきである。
- (4) P7 「日本基準の体系の整備につながり、日本基準の高品質化につながる」との書きぶりは、減価償却に限らず包括的な会計基準を作ることが、すなわち日本基準の高品質化につながるといった誤解を招くので、こうした表現は避けるべきではないか。

(対応案)

実務対応報告第32号の結論の背景の記載を踏まえ、「減価償却に関する会計基準の開発を行うことは、日本基準の体系の整備につながり、日本基準の高品質化につながる可能性があるが、一方で、これまで、法人税法において損金経理要件が定められる中、会計基準の開発を行うことの困難さが指摘されている項目である。これらの状況を踏まえ、今後、減価償却に関する会計基準の開発に着手することの合意形成に向けた取組みを行う予定である。」とする。

### IFRS 第10号

- (5) P13 連結グループの概念がIFRS(子会社まで)と日本基準(子会社と関連会社まで)とで異なっていることは、「基幹」の相違であり、企業経営上大きな問題であ

## 審議事項(1)-3

る。IFRS と日本基準で、支配力基準の考え方が同様であるから優先的に検討しないという考え方は不適切である。IFRS 第 10 号は優先的に検討すべきである。

- (6) P13 日本の連結範囲の基準は IFRS と同じであると解釈してよいのであれば問題はないが、必ずしもそうではないと考えている。解釈に差異があると考えた場合、連結範囲は連結財務諸表の一丁目一番地の論点であり、優先度は高い。まずは、日本基準が IFRS と同じと解釈して良いかどうか、明確にすることが必要である。喫緊の課題であるため、優先順位の記載にもこうした内容を織り込んで頂きたい。なお、p13 の記載は「特別目的会社」のみ、基準差異が存在しているように読めるので修正が必要と考える。

(対応案)

特別目的会社のみ差異があると捉えられる文章を修正する。また、「5. 専門委員会における検討の優先順位」については削除する。

以 上